

1. 趣 旨

大和市では、市内の公共施設に設置されている自動販売機に関して、自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を募集し、一般競争入札によって決定します。入札に参加を希望される場合は、本書を熟読し、十分にご検討のうえ、ご参加ください。

なお、自動販売機設置場所の貸付けに係る諸条件は関係法令に定めるもののほか、本書によるものとします。

2. 設置物件

合計5台の自動販売機の設置に関する入札を2回に分けて実施します。

入札ごとに設置場所、設置台数、設置条件等が異なりますので、本書をよくお読みいただくとともに、現地の状況等をご確認いただき、入札貸付料率の検討をしてください。

3. 日 程

日程は次のとおりです。

- 1) 案内書の配布 令和 3年 2月16日（火）から
- 2) 参加申込受付 令和 3年 2月16日（火）から 2月22日（月）まで
- 3) 入札及び開札 令和 3年 3月 3日（水）
- 4) 財産借受申出書の提出期限
令和 3年 3月10日（水）まで

4. 入札参加資格

- 1) 次の全てを満たしている個人又は法人は、入札に参加することができます。
 - ①個人の場合は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により大和市の住民基本台帳に記録されていること。法人の場合は、神奈川県内に本店、支店又は営業所を有していること。
 - ②自動販売機の設置業務（自ら管理及び運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有していること。
 - ③大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領に基づき、公告の日から落札決定までにおいて、停止措置処分を受けていないこと。
 - ④会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - ⑤法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。

- ⑥国税、都道府県税及び市町村民税の滞納がないこと。
- ⑦入札に係る契約等を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人等をいう。）又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ⑧大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等若しくは同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等又は同条第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- ⑨大和市が締結する契約において、次のいずれかに該当する者でないこと（その事実があった後2年間とし、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。）。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公平な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ⑩大和市で実施する公募入札による自動販売機の設置実績がある場合は、当該公募入札の年度及び前年度に設置者の都合による契約解除をしていないこと。
- ⑪地方自治法、大和市公有財産規則（昭和45年大和市規則第12号）、大和市契約規則（昭和55年大和市規則第38号）その他関係法令を遵守した上で本書に示す業務を履行できること。

5. 自動販売機の設置条件

1) 許可等の形態及び期間

自動販売機の設置に関する許可等の形態は、いずれも地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく「行政財産の貸付」とします。

契約は、民法（明治29年法律第89号）第601条に規定する賃貸借契約とし、借地借家法（平成3年法律第90号）の規定の適用はないものとします。

設置開始はいずれも令和3年4月1日からとし、貸付期間は5年とします。

2) 貸付料

貸付料は、自動販売機の売上金額に貸付料率の割合を乗じて得た金額（円未満は切り捨て）に別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。

貸付料率は、入札によって決定するものとし、最低貸付料率は20%とします。

設置事業者は、売上状況を四半期ごとに取りまとめ、各期の最終月の翌月15日までに報

告書を大和市に提出することとし、大和市が各期の最終月の翌月末日までに発行する納入通知書により、四半期ごとの貸付料を支払うものとします。

3) 販売する品目

指定する販売内容のほかに、アルコール類の販売は行わないこと。

なお、商品の具体的な構成については、大和市と協議のうえ、決定すること。

4) 必要経費

① 自動販売機のラッピング（別紙参照）、搬送、設置及び撤去に要する工事費、移転費等は全て設置事業者の負担とし、その方法等については大和市の指示に従っていただきます。

② 自動販売機の定格電力消費量に応じて定めた電気使用料決定通知書に記載された電気使用料を大和市が指定する期限までに全額納入してください（28ページの例を参照）。

なお、電気使用料決定通知書に記載される電気使用料は、電気料金の変動により年度ごとに異なる場合があります。

5) 設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとします。

① 学習省エネ機能、部分冷却加温システム、ヒートポンプ機能、ピークカット機能、照明の自動点滅・減光機能等の省エネルギー機能を搭載し、ノンフロン対応等環境に十分配慮したものであること。

② 500円硬貨及び1000円紙幣が使用できること。

③ 電子マネー（カード及びスマートフォン決済）が使用できること。

④ 日本産業規格の据付基準又は一般社団法人全国清涼飲料工業会の自動販売機据付基準を遵守し、転倒防止措置を行うこと。

6) 設置及び利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

① 入札条件を遵守し、貸付料及び電気使用料を期限までに確実に納付すること。

② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

③ 販売品目、自動販売機の寸法、色、図柄、広告及び災害対応については、別表1の指定を遵守すること（なお、販売品目に関して「ビン・カン・ペット」と表現されている部分は、ビン、カン又はペットボトルのいずれかで構成してくださいという意味で、必ず3種類をそろえるという意味ではありません。）。

④ 契約上又は許可上の自動販売機を設置するための面積は、本書の寸法制限の面積と回収ボックスの面積（0.24㎡）を含めたものとします。

7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理等の自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任において容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）その他関係法令に基づき、適切に回収及びリサイクルをすること。
また、大和市ポイ捨て等の防止に関する条例（平成22年大和市条例第13号）の趣旨を理解し、遵守すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令、業界自主基準等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- ⑤ 自動販売機の故障や問合せについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
また、各社各自動販売機に貼付される連絡先のほかに、A5横サイズの、トラブル発生時の連絡先、当該自動販売機の位置及び管理番号を記載したラベルを貼付してください。
- ⑥ 自動販売機設置業者の営業時間外でトラブルが発生した場合に備えて、各社1か所以上の緊急連絡先の登録をしてください。
- ⑦ 自動販売機の消費電力等を記載した銘板を、当該自動販売機の正面等の容易に見える位置に貼付してください。

8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大和市に請求することができません。

6. 入札参加申込みの受付

1) 申込方法

申込受付期間 令和3年2月16日（火）から2月22日（月）まで
（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）
午前8時30分から午後5時まで
（正午から午後1時までの間を除く。）
提出先 大和市役所文化スポーツ部文化振興課（市役所2階）
大和市下鶴間一丁目1番1号
046-260-5255

※ 郵送やFAXによる受付は行いません。必ず上記に持参して提出してください。

2) 提出書類

書類に不備又は不足がある場合、入札参加ができません。

① 入札参加申込書（様式1）

② 誓約書（様式2）

※下記⑨に該当し、支店長、営業所長等に委任する場合でも、法人の代表者名で提出してください。

③ 印鑑登録証明書（個人の場合。法人の場合「印鑑証明書」。支店等の登録された印鑑で契約を行う場合、法人代表者・支店各1通）

④ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）

法人の場合 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

個人の場合 住民票の写し

⑤ 国税、都道府県税及び市町村民税の滞納がないことの証明書

（いずれも発行日から3か月以内、最新年分のものに限る。）

※法人の場合、国税は納税証明書（その3）、都道府県税は法人事業税及び法人県民税の納税証明書、市町村民税は法人市民税の納税証明書を指し、法人所在地のものがが必要です。

※個人の場合、国税は納税証明書（その3）、都道府県税は県民税及び個人事業税の納税証明書、市町村民税は個人市民税の納税証明書が必要です。

⑥ 入札公告の日から過去3年以内に、自ら管理、運営する自動販売機を設置した実績を証明する使用許可書又は契約書の写し

⑦ 自動販売機設置の実績を証明する書類

（任意様式：3年継続していることが分かるもの）

⑧ 法人の場合、役員名簿一覧（氏名・住所・生年月日の記載のあるもの）

⑨ 法人の場合で支店長、営業所長等に入札及び契約事務の一切を委任する場合は、「入札契約に関する代理人の委任状」（様式3）を提出してください。

⑩ 登記事項証明書に支店、営業所等の所在地が記載されていない場合、神奈川県内に支店、営業所等が所在していることが分かる書類（任意様式）

※①の様式は、参加を申し込む入札ごとに必要です。また、それ以外の書類等は参加の数にかかわらず、原本1部で構いません。

※過去3か年以内に大和市において公募入札による自動販売機の設置実績がある場合は、上記⑥を省略することができます。

※上記⑧については、大和市暴力団排除条例に基づく調査の範囲内で使用するものです。取得した情報については、大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）に基づき、適切に管理します。

※上記⑨「入札契約に関する代理人の委任状」を提出する場合、申請者欄は届出された法人代表者の印鑑を押印の上、提出してください。

7. 入札による設置事業者の決定

- 1) 提出書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とし、競争入札参加資格確認通知書を交付します。
当該入札参加資格確認通知書の交付後であっても、不正等が判明した場合には入札参加を取り消します。
- 2) 入札書を公開の場で開札し、入札対象物件に対して最低貸付料率20%以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高の割合の貸付料率で入札を行った者を設置事業者とします。
なお、最高の割合の貸付料率の入札が2者以上ある場合は、直ちに、くじにより決定します。
- 3) 入札の日時、場所については、30・31ページをご覧ください。
※入札開始時刻に遅れると入札に参加できません。
※入札参加者以外は、入札会場への入室はできません。1者複数名で来られても、会場に入室できるのは1名です。
- 4) 入札結果については、落札者名、落札貸付料率及び入札参加者数を大和市ホームページ等で公表します。

8. 入札保証金

免 除

9. 入札貸付料率

入札書には、貸付料率をパーセント（小数点第2位まで）で記載してください。入札貸付料率は売上見込額に対する希望借受額（消費税相当額は含みません。）の割合です。入札貸付料率は入札番号ごとに決定し、同じ入札番号内の物件すべてに適用します。

10. 入 札

- 1) 入札は所定の入札書（様式4）を使用します。入札書を封筒に入れ封印し、入札番号並びに入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に表記しなければなりません。（本冊子17ページのラベルを切り取って、これに記入し、封筒に貼付してください。）
- 2) 入札書にはボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印の上、入札箱に投函してください。代理人の方が入札される場合、委任状（様式5）が必要となり

ます。鉛筆、シャープペンシル及び消せるボールペンは使用できません。また、代理人の方は本人確認をしますので、免許証等の本人確認資料をお持ちください。代理人が入札ごとに代わる場合は、その都度、委任状が必要です。

※入札書及び委任状の委任者押印箇所は、ともに提出する印鑑登録証明書又は印鑑証明書に係る印鑑を押印の上、提出してください。また、委任状の代理人の住所は個人の住所を記入してください。

3) 誤字又は脱字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印してください。なお、入札貸付料率の訂正はできませんのでご注意ください。

4) 入札貸付料率はアラビア数字を使用し、小数点第2位未満の端数は記入しないでください。

5) 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

6) 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 一般競争入札参加申込書及び誓約書を提出していない者のした入札

イ 入札参加者の資格を有しない者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者）のした入札

ウ 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

エ 入札に際し、不正行為があった入札

オ 同一事項の入札に対し、二以上の意思表示をした入札

カ 入札書の入札貸付料率、氏名（法人にあつては名称及び代表者名）が確認しがたいもの、入札押印のないもの、鉛筆書きのものその他主要な事項が確認できないもの

キ 入札書の入札貸付料率を訂正したもの

ク 入札書の入札貸付料率が最低貸付料率に達しないもの

ケ 虚偽の事実を記載した者のした入札

コ 担当職員の指示に従わなかった者の入札

7) 入札者が1者の場合も入札を実施します。

11. 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがあります。

12. 契約の締結

財産借受申出書の提出期限 令和3年3月10日（水）

※上記までに提出がない場合は落札者としての資格が取り消されます。

落札者は、財産借受申出書を提出して頂き、これに対して、別途契約書（様式6）により、契約書を作成し、賃貸借契約を締結するものとします。また、契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。

13. 契約保証金

免 除

14. 設置事業者の都合による契約解除

設置事業者の都合により、契約を解除しようとする場合は、解除する3か月以上前に契約解除申出書を提出してください。この場合の解除は、契約した全ての物件を対象とし、一部の物件の解除はできません。また、このことにより次の事項を課すこととします。

- 1) 既納の電気使用料は返却しない。
- 2) 契約の解除をした当該年度及びその次の年度に実施する自動販売機の公募入札には参加できないこととする。
- 3) 下表の金額に落札貸付料率を乗じて得た額に相当する金額の違約金を支払うこと。

施設名	金額
北部文化・スポーツ・子育てセンター	7, 161, 000円（※注1）
文化創造拠点シリウス	4, 774, 000円（※注2）

※注1 北部文化・スポーツ・子育てセンター違約金等の積算根拠について

令和元年度の北部文化・スポーツ・子育てセンター3台分の年間売上相当額を算出し、違約金等の積算根拠としました。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設休館期間中は、積算に含めていません。

⇒平成31年4月から令和2年2月まで（11か月）

北部文化・スポーツ子育てセンター3台分の売上額

（6, 564, 270円／11か月）×12か月≒7, 161, 000円

※注2 文化創造拠点シリウス違約金等の積算根拠について

（※注1）の金額の2台分を算出し、違約金の積算根拠としました。

⇒7, 161, 000円×3分の2=4, 774, 000円